

省エネ経営支援体制強化補助金交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人京都産業21(以下、「財団」という。)理事長は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で原油・原材料の価格高騰や部品不足により厳しい状況にある京都府内の中小企業が、省エネによる経営効率化を推進するために実施する省エネ診断に係る経費を助成するものとし、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(中小企業者)

第2条 この要領に定める中小企業者とは、別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社)及び組合(企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合)をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者には含まないものとする。

また、大企業とは本条で定める中小企業者以外の者をいう。

なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

また、財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外とする。

(対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者(以下、「補助事業者」という。)は、京都府内に主たる事業所を有する中小企業者とする。

(対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、令和4年6月7日から令和5年1月31日までとする。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、「令和4年度中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金(地域プラットフォーム構築事業)公募要領」の規定に基づき、あるいはその規定を準用して実施する「省エネ診断事業」とし、別紙フロー図に基づき一般社団法人エナジーセーブデザイン、一般社団法人カーボンマネジメントイニシアティブ又は一般社団法人省エネプラットフォーム協会が実施する事業とする。

(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助上限額は別表2に定めるとおりとする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、相談シート(第1号様式)により、財団理事長に事前相談するものとする。

(交付申請)

第8条 申請者は、交付申請書(第2号様式)に別に定める書類を添えて財団理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 財団理事長は、前条の交付申請書の提出があったときは、内容を審査し補助

金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

なお、財団理事長は、必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

2 財団理事長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、対象事業が完了したとき又は対象期間が終了したときは、令和5年2月14日までに、実績報告書（第2号様式）に別に定める書類を添えて財団理事長に提出しなければならない。

(額の確定等)

第11条 財団理事長は、前条の実績報告を受けたときは、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第12条 補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、補助金請求書（第3号様式）を財団理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月29日から施行する。

別表1（第2条関係）

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

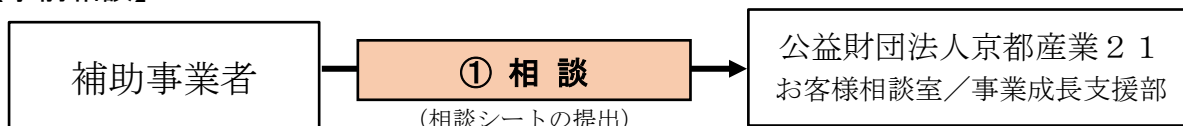
別表2（第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
対象事業の実施に要する経費※	10分の10	250千円

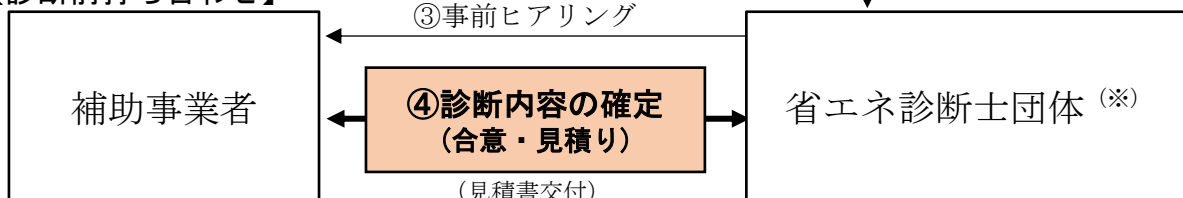
※公租公課（消費税及び地方消費税額等）は補助対象経費から除く。

省エネ経営支援体制強化補助金 実施フロー

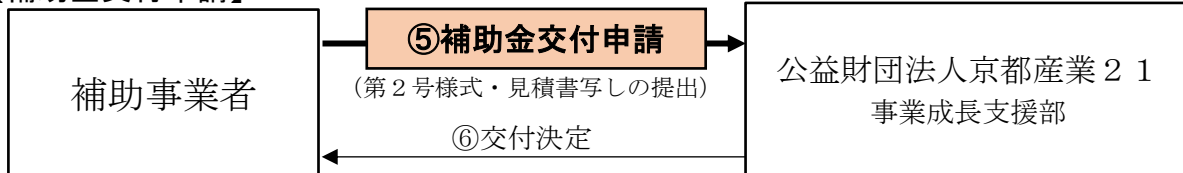
【事前相談】



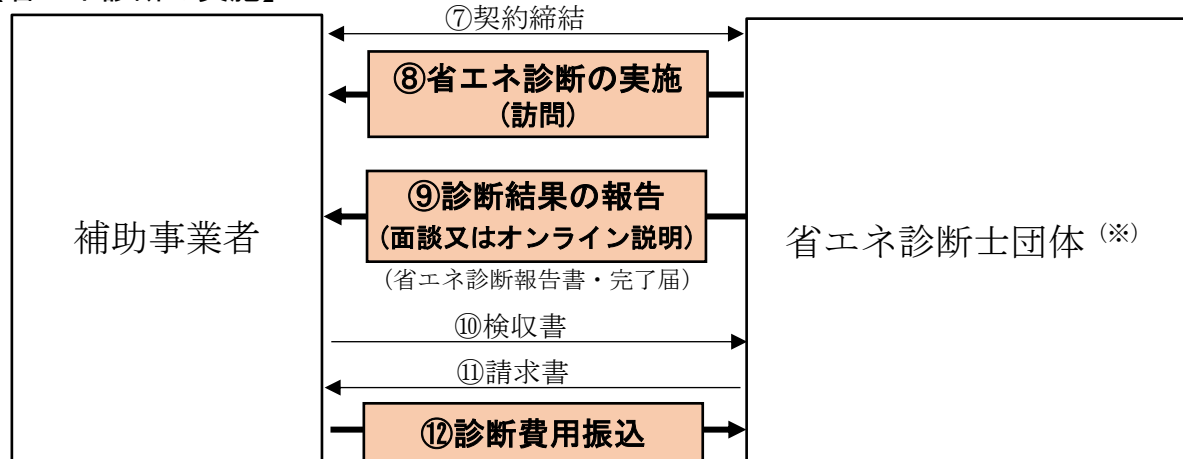
【診断前打ち合わせ】



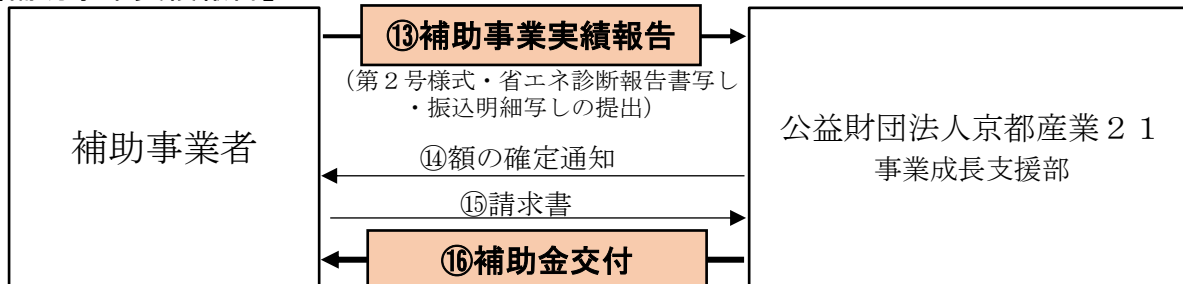
【補助金交付申請】



【省エネ診断の実施】



【補助事業実績報告】



※省エネ診断士団体… (一社) エナジーセーブデザイン、(一社) カーボンマネジメントイニシアティブ、(一社) 省エネプラットフォーム協会のいずれか1団体が、診断前打ち合わせ～省エネ診断の実施まで一貫して対応します。団体の指定はできませんのでご了承ください。

公益財団法人京都産業21 理事長 様

省エネ経営支援体制強化事業（省エネ診断）相談シート

<企業概要>

企業名		業種	
資本金	円	従業員数	人

<連絡先>

ご担当 連絡先	部署名		お名前	
	TEL		E-mail	

<省エネ診断を希望する事業所>

事業所名	
住所 (事業所)	

■ご相談内容（該当する箇所に☑をつけてください。）

<input checked="" type="checkbox"/> 設備更新・改修による省エネ	<input type="checkbox"/> 設備運転の最適化、工程の合理化等による省エネ
<input type="checkbox"/> エネルギー管理体制の構築	<input type="checkbox"/> エネルギー管理業務の効率化
<input type="checkbox"/> その他（ ）	

■事業所の情報について、分かる範囲でご記入ください。

延べ床面積	m ²	建築階数	地下 階	地上 階
電気を使う設備	約 台	主な設備：		
油を使う設備	約 台	主な設備：		
ガスを使う設備	約 台	主な設備：		
EMS*計測の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 （有の場合は対象設備： ）			

*EMS：エネルギーマネジメントシステム

※本相談シートは、省エネ診断の基礎資料として、省エネ診断士団体に送付します。
 ※後日、省エネ診断士団体から診断前打ち合わせの連絡が入りますので、ご了承下さい。

公益財団法人京都産業21
理事長様

所在地
名称（法人名）
代表者役職
代表者氏名

担当者氏名
電話番号 — —
メール

省エネ経営支援体制強化補助金（交付申請書・実績報告書）

該当項目にチェックを入れてください。

省エネ経営支援体制強化補助金第8条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額：別添見積書のとおり

令和4年 月 日付け 京21第 号で交付決定通知の上記補助事業について、省エネ経営支援体制強化補助金交付要領第10条の規定に基づき、事業実施の実績を下記のとおり報告します。

事業成果：別添省エネ診断報告書のとおり

事業費用：別添振込明細（写）のとおり

請 求 書

金 額	¥		千		百		十		万		千		百		十		円
-----	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---

ただし、省エネ経営支援体制強化補助金（精算払）として

上記の金額を請求します

令和 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

（請求者）

所 在 地

名 称（法人名）

代表者職・氏名

印

本書の金額は、下記口座に振込願います

口座開設場所 および預金種別	銀行 信用金庫	支店	普通 当座	口座番号
	(フリガナ)			
口座名義				